

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機（516）」

2. 日時：平成29年2月6日 15時30分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

照井安全審査官

（安全規制管理官（BWR担当）付）

布田管理官補佐、糸川係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ副長 他4名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子炉等規制法第43条3の6で定める許可の基準への適合性（経理的基礎及び平和利用）及び申請書添付書類四（核燃料物質の取得計画）について説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行った。

<経理的基礎について>

○現在のホールディングカンパニー制における資金調達に係る各事業会社との関係について説明すること

○資金調達における原子力損害賠償支援機構との関係及び過去の調達実績について説明すること

○資金調達の計画における福島第一原子力発電所の廃炉に係る資金調達の考え方を説明すること

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1

項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について